

伝統工芸等後継者育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伝統工芸等後継者育成支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、文化的財産である伝統工芸等の技術の伝承と後継者の育成を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表の第2欄に掲げる者とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の第1欄に掲げる事業とする。

(補助金の交付等)

第5条 本補助金は、別表の第3欄に掲げる額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 研修に従事する者の病気、天災その他やむを得ない理由を除き、研修開始日から6月以内に本事業を中止した場合は、本補助金の交付決定を取り消す。この場合において、規則第14条の規定に基づきすでに交付された本補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ぜられたときは、補助対象者は当該金額の返還を行わなければならない。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第1号・様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

(着手届を要しない場合)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金額の増額を伴う変更以外の変更とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業報告書(様式第4号)

(2) 収支決算書(様式第3号)

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、5条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 備考						
研修・滞在経費助成事業	研修受入助成事業に係る研修受入先において研修する者（以下「研修従事者」という。）のうち1月（研修が始まった日から翌月同日の前日までをいう。以下同じ。）に15日以上研修する者	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1131 395 1400 691">① 交付対象期間を通算12月以内とする場合の助成額（日額）</td> <td data-bbox="1400 395 1731 691">10,000円 ただし、月額220,000円を上限とし、交付対象期間の通算は研修が最初に始まった日から18月を超えては行わない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 691 1400 948">② 上記以外の場合の助成額（月額）</td> <td data-bbox="1400 691 1731 948">100,000円 ただし、同一の研修従事者に対し、通算で36月を超えて交付することはできない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 995 1429 1233">同伴家族1人につき 上乗せ（月額） ※県外に在住していた者が市内に在住した場合のみ対象</td> <td data-bbox="1429 995 1731 1233">30,000円</td> </tr> </table>	① 交付対象期間を通算12月以内とする場合の助成額（日額）	10,000円 ただし、月額220,000円を上限とし、交付対象期間の通算は研修が最初に始まった日から18月を超えては行わない。	② 上記以外の場合の助成額（月額）	100,000円 ただし、同一の研修従事者に対し、通算で36月を超えて交付することはできない。	同伴家族1人につき 上乗せ（月額） ※県外に在住していた者が市内に在住した場合のみ対象	30,000円	<p>(1) 研修・滞在経費助成事業にあつては、交付申請時に第3欄①又は②のいずれかを研修従事者と研修受入先で協議し選択すること。</p> <p>(2) 家賃助成事業及び研修受入助成事業にあつては、受入先の代表者が研修従事者の3親等以内の親族である場合は補助の対象としない。</p>
① 交付対象期間を通算12月以内とする場合の助成額（日額）	10,000円 ただし、月額220,000円を上限とし、交付対象期間の通算は研修が最初に始まった日から18月を超えては行わない。								
② 上記以外の場合の助成額（月額）	100,000円 ただし、同一の研修従事者に対し、通算で36月を超えて交付することはできない。								
同伴家族1人につき 上乗せ（月額） ※県外に在住していた者が市内に在住した場合のみ対象	30,000円								
家賃助成事業		研修従事者が研修のため市内に転居する場合の家賃住宅の家賃の額。ただし、月額20,000円を上限とし、補助対象の期間は、研修・滞在経							

		費助成事業の対象となる期間と合わせるものとする。				
<p>研修受入助成事業</p>	<p>和紙漉き、陶芸、竹工、酒造、菓子、木製家具、建具、クラフトその他の工芸技術のうち、次のいずれかの技術を有し、その技術を伝承するため研修従事者を受け入れる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 芸術上特に価値が高いもの イ 工芸史上特に重要な地位を占めるもの ウ 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの エ 今後、文化財的な価値が見込まれるもので後継者育成に対して緊急的な措置を講じないと時期を逸してしまうもの 	<table border="1" data-bbox="1133 435 1720 534"> <tr> <td data-bbox="1133 435 1453 534">研修従事者1人当たり 受入助成額（月額）</td> <td data-bbox="1453 435 1720 534">30,000円</td> </tr> </table>		研修従事者1人当たり 受入助成額（月額）	30,000円	
研修従事者1人当たり 受入助成額（月額）	30,000円					

研修滞在経費助成・研修受入助成事業実施(変更)計画書

(フリガナ) 研修従事者 氏名		年齢	才、男・女
これまでの住所	電話		
<県外に在住していた者が県内に 転居した場合のみ記入> 同伴者	無・有		
	氏名・年齢		
研修中の 滞在先	住所	電話	
研修 受入先	氏名		
	住所		
	電話番号		
研修開始（予定）年月日	年	月	日
研修終了（予定）年月日	年	月	日
親族者の確認	<input type="checkbox"/> 受入先の代表者は、研修従事者の3親等以内の親族ではない		
主な研修内容、スケジュール等			

家賃助成事業実施(変更)計画書

賃貸住宅の所有者	住所			
	氏名			
賃貸住宅所在地				
賃貸料 (円/月額)				
賃貸料の負担内訳 (円/月額)	県	市町村・団体	受入先	研修従事者

添付書類：賃貸住宅所有者との賃貸契約書の写しを添付すること。

伝統工芸等後継者育成支援事業収支予算（決算）書

収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備 考
市補助金	円	円	円	
その他				
合 計				

支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備 考
助成事業	円	円	円	
その他				
合 計				

伝統工芸等後継者育成支援事業報告書

(フリガナ) 研修従事者氏名		年齢	才、男・女
賃貸住宅所在地			
研 修 受 入 先	氏 名		
	住 所		
	電 話 番 号		
研 修 開 始 年 月 日	年	月	日
研 修 修 了 (予 定) 年 月 日	年	月	日
主な研修内容、実績等			